

図説・京都メカニズム 第2版

本資料は京都メカニズムについて、わかりやすく解説することを目的としています。そのため、国際交渉で合意された事項について全てについて記述しているものではありません。また、詳細な解釈、手続き面等について、国際交渉で未決定部分も残されております。このため、本資料は今後の国際交渉やルール策定の状況等に応じて適宜改訂されるものですのでご留意願います。なお詳細は、気候変動枠組条約の事務局のホームページ(<http://unfccc.int/>)に掲載されている、各種文書を参照してください。

【平成15年4月】

本資料の構成

1. 京都議定書とは

P1

2. 京都メカニズムとは

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM) P4

2-2. 共同実施(JI) P5

2-3. 排出量取引 P6

3. CDMの活用

3-1. 全体の流れ P8

3-2. CDMの関連組織 P10

3-3. CDMプロジェクトの計画策定 P13

3-4. CDMプロジェクト実施前の有効化と登録の手順 P19

3-5. CDMプロジェクト実施後のCERの検証・認証・発行の手順 P20

3-6. CERの分配の手順 P21

3-7. 小規模CDMの簡易な手続き P22

3-8. 【参考】運営組織申請者の認定手続き P26

4. 共同実施(JI)の活用

4-1. 全体の流れ P29

4-2. JIの関連組織 P32

4-3. JIプロジェクトの計画策定 P34

4-4. 【第2トラック】JIプロジェクトの適格性決定の手順 P35

4-5. 【第2トラック】JIプロジェクトの排出削減量の決定の手順 P36

4-6. ERUの発行・移転の手順 P37

5. 排出量取引の活用

5-1. 全体の流れ P38

5-2. 約束期間リザーブ P39

6. 投資国としての日本のCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

P40

7. 京都メカニズム活用 に際しての留意事項

7-1. 京都メカニズムの参加資格 P42

7-2. 排出枠の獲得量・
発行量の上限 P43

7-3. 排出枠の繰越し制限 P44

7-4. 国が不遵守の場合の制限 P44

8. 排出枠の管理方法

8-1. 国別登録簿 P45

8-2. CDM登録簿 P47

8-3. 取引ログ P48

8-4. 排出枠の発行、獲得・移転、
償却、繰り越しの流れ P49

8-5. 【参考】吸収量の計上方法 P52

9. 京都メカニズムに関する今後の予定

P55

10. 用語

P56

本資料では、記載事項の内容の基となっている国連文書の文書名を略して表示しています。資料内の表示と正式文書名との対応については裏表紙を参照下さい。

1. 京都議定書とは

◆1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択

◆先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標(P3参照)を設定

先進国とは気候変動枠組条約の附属書 I (P3参照)に記載されている国であり、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF₆の6種類を指定

数値目標は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)に対して適用

- ☞ 基準年排出量と比べて、例えばEUは-8%、米国は-7%、日本は-6%
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF₆については1995年の排出量としてもよい)
- ☞ 基準年排出量と数値目標から、初期割当量を計算
- ☞ 植林等の吸収源活動による二酸化炭素の吸収増大量については、排出枠として初期割当量に加えることが可能

◆国として数値目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施
(JI: Joint Implementation)
<京都議定書 第6条>

クリーン開発メカニズム(CDM)
(Clean Development Mechanism)
<京都議定書 第12条>

排出量取引
(Emissions Trading)
<京都議定書 第17条>

◆国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能

☞参加するためには、京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要(P42参照)

参考: 温室効果係数(GWP: Global Warming Potential)

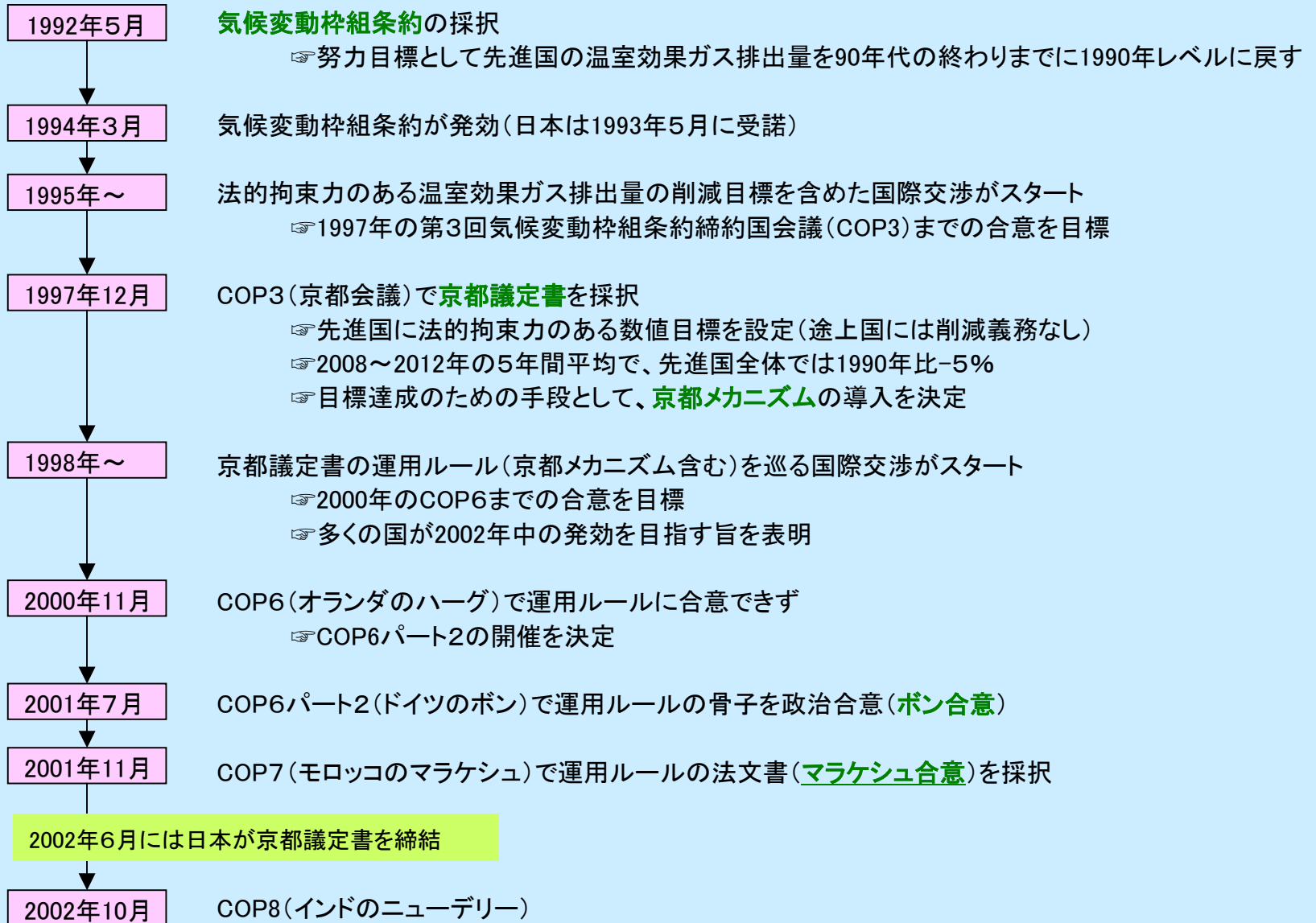
異なる温室効果ガスについては、GWPを用いて二酸化炭素排出量に換算する。メタンのGWPは21、一酸化二窒素は310、HFCsは140～11700、PFCsは6500～9200、SF₆は23900となっている。つまりメタン1tの排出は、二酸化炭素21tの排出に相当する。GWPは、第1約束期間については値が確定しているが、その後については最新の知見の獲得により変更される可能性がある。

参考: 日本の初期割当量[案/CMP1(7条4項) ANXパラ5(a),p57]

日本の基準年排出量は、1990年の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量と、1995年のHFCs、PFCs、SF₆の排出量を、GWPで換算した合計値として、12億3300万t(CO₂換算)となっている*。したがって、(12億3300万t)×(5年)×(94%)=57億9600万t-CO₂が、第1約束期間全体の初期割当量となる。ちなみに日本の2000年度の排出量は、基準年排出量比約8%の増加となっている。

*基準年排出量は最新の知見の獲得等により変更される可能性がある。

◆ 京都議定書に関する国際交渉の歴史



◆先進国(附属書 I 国)の数値目標は以下の通り

☞ EU加盟国については京都議定書上の数値目標は-8%であるが、各国の数値目標を再配分しており(京都議定書で認められている)、その値を掲載している

EU加盟国			市場経済移行国			左記以外の国		
国	数値目標	基準年排出量※	国	数値目標	基準年排出量※	国	数値目標	基準年排出量※
ポルトガル	27.0%	65.1	ロシア	0%	3,040.3	アイスランド	10%	2.8
ギリシャ	25.0%	107.2	ウクライナ*	0%	919.2	オーストラリア	8%	424.0
スペイン	15.0%	288.7	ポーランド	-6%	565.3	ノルウェー	1%	52.0
アイルランド	13.0%	53.9	ルーマニア*	-8%	264.9	ニュージーランド	0%	73.2
スウェーデン	4.0%	70.7	チェコ	-8%	192.2	カナダ	-6%	607.2
フィンランド	0.0%	77.1	ブルガリア*	-8%	157.1	日本	-6%	1,233.0
フランス	0.0%	559.3	ハンガリー*	-6%	101.6	米国	-7%	6,135.6
オランダ	-6.0%	211.5	スロバキア	-8%	72.9	スイス	-8%	53.2
イタリア	-6.5%	521.1	リトアニア*	-8%	51.5	リヒテンシュタイン*	-8%	0.2
ベルギー	-7.5%	143.3	エストニア*	-8%	43.5	モナコ*	-8%	0.1
英国	-12.5%	745.5	ラトヴィア*	-8%	31.1			
オーストリア	-13.0%	77.6	スロベニア*	-8%	19.2			
デンマーク	-21.0%	69.7	クロアチア	-5%				
ドイツ	-21.0%	1,225.0						
ルクセンブルク*	-28.0%	13.4						
EU全体	-8.0%	4,225.1						

※各国の基準年排出量(単位:百万t-CO₂)は、量的イメージを提供するために、気候変動枠組条約事務局が公開している排出量のデータから試算したものであり、正式な値ではない。代替フロン等3ガスの基準年は1990年と1995年の多い方としている。*印の国についてはHFCs、PFCs、SF₆の排出量が不明。二酸化炭素等の排出量について1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア(1988)、ハンガリー(1985-87平均)、ポーランド(1988)、ルーマニア(1989)、スロベニア(1986)。

なお、クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコについては、議定書附属書B国として削減目標があるが、条約附属書 I 国ではない。

◆中国、インド、ブラジル等の途上国(非附属書 I 国)には、数値目標はない